

綿 ス フ 織物情報

2018年(平成30年) 6月号 Vol. 1827

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

第119回繊維通商問題委員会開催/JFW-Premium Textile Japan 2019S/S 展開催/
綿スフ工連・綿工連理事会開催/綿スフ工連・綿工連通常総会・理事会、及び同交会理事
会・評議員会開催/平成30年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」公募中/
「平成29年度ものづくり基盤技術の振興施策」(ものづくり白書)/第3回繊維産業技能実習
事業協議会開催/EPA・TPPの動向/特許公開情報

●第119回繊維通商問題委員会開催

5月9日(木)、織産連の第119回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2018年1-3月期、2018年3月・織産連説明)、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)EPA産業協力の現状について、(4)その他。

1. 輸出入全般の動向

I. 2018年1-3月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸 出	205,473	100.9	1,903	106.1
輸 入	1,009,182	99.1	9,320	104.0

①2018年3月単月に関しては、輸出は円ベースで80,970百万円(前年同月比109.8%)、輸入は円ベースで303,639百万円(前年同月比87.1%)。

②2018年1-3月累計の繊維品別輸出入実績は、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は94.6%、糸類(紡績糸・合繊糸)は102.0%で、うち綿糸は91.8%、毛糸は164.3%、合繊糸は99.5%。織物は96.9%で、うち綿織物は100.9%、毛織物は90.8%、合繊織物は96.9%。二次製品は105.2%。輸入(円ベース)の前年同期比は、繊維原料は103.7%、糸類(紡績糸・合繊糸)は97.7%で、うち綿糸は89.8%、毛糸は99.2%、合繊糸は103.0%。織物は101.9%で、うち綿織物は104.3%、毛織物は120%、合繊織物は98.4%。二次製品は99.0%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2018年1-3月累計)

- I. 2018年1-3月の前年同期比(円ベース)は東南アジア(中国含む)向けは100.9%、欧州105.4%。
- II. アジアにおいては中国が100.1%。シェアは27.5%で前年同期比0.3ポイントダウン。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが108.5%、マレーシア100.7%、ミャンマー122.7%、ベトナム103.8%。アセアン全体では102.6%、シェアは24.6%(前年同期比+0.4ポイント)と伸びている。中でもベトナムのシェアは11.0%(前年同期比+0.3ポイント)と安定した伸び。また、カンボジアは80.7%と減少。アセアン以外では、パキスタン115.1%、バングラデシュが126.3%、インド124.5%と伸長が続いている。台湾は95.3%。欧州では、イギリスが104.4%、フランス103.3%、ドイツが98.7%、イタリア120.2%。
- III. 米州は111.3%、シェアは10.7%で前年同期比+1.0ポイント)。

②輸入(2018年1-3月累計)

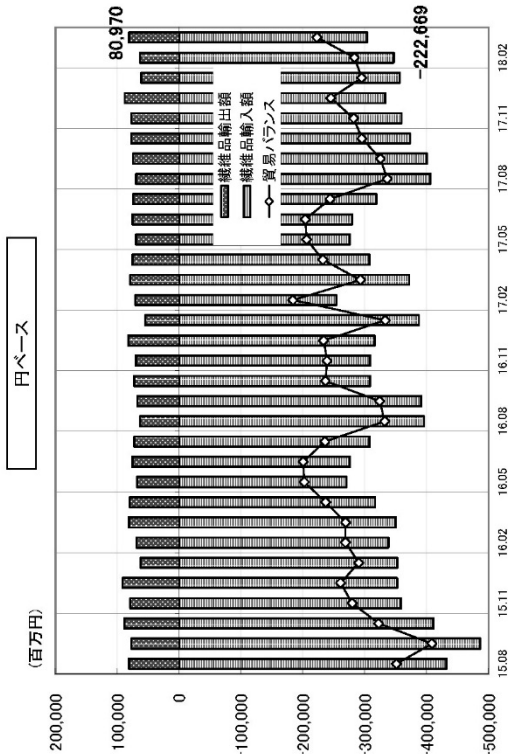
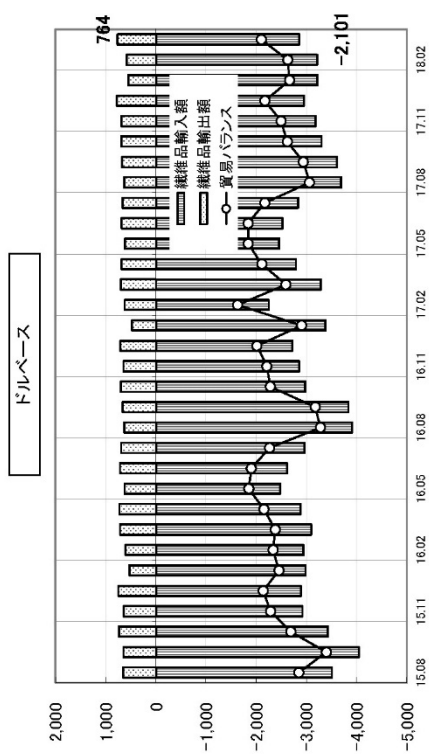
- I. 2018年1-3月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が98.7%、米州96.8%、欧州109.1%。
- II. アジアでは中国が93.9%だが、シェアは56.2%(前年同期比-3.2ポイント)と減少が続く。
- III. アセアン全体では108.9%。主要国はベトナム112.1%、インドネシア106.3%、カンボジアが110.8%、マレーシアが110.5%、ミャンマー106.1%と伸びている。アセアンのシェアは26.9%(前年同期比+2.3ポイント)と安定した伸びが続く。ベトナムのシェアは12.0%(前年同期比+1.4ポイント)と堅調。
輸入についても、アセアン以外ではバングラデシュは106.0%に留まっている。台湾102.7%、ドイツ100.7%、アフリカ96.1%。

次回の繊維通商問題委員会は6月15日(金)開催予定。



輸出入動向

年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		為替レート 円
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
15.08	657.6	81,035	3,508.2	432,318	-2,850.6	-351,283	123.23
15.09	646.0	77,660	4,044.8	486,268	-3,398.8	-408,608	120.22
15.10	736.9	88,468	3,424.5	411,148	-2,687.6	-322,680	120.06
15.11	641.6	78,624	2,925.0	358,432	-2,283.4	-279,808	122.54
15.12	751.5	91,558	2,892.4	352,409	-2,140.9	-260,851	121.84
16.01	524.9	62,064	2,979.3	352,300	-2,454.4	-290,236	118.25
16.02	602.3	69,273	2,940.0	338,156	-2,337.7	-268,863	115.02
16.03	716.5	81,013	3,096.6	350,138	-2,380.1	-269,125	113.07
16.04	726.9	79,876	2,881.0	316,561	-2,154.1	-236,685	109.88
16.05	624.5	68,168	2,478.2	270,494	-1,853.7	-202,326	109.15
16.06	716.1	75,537	2,618.4	276,214	-1,902.3	-200,677	105.49
16.07	693.9	72,093	2,961.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103.90
16.08	627.5	63,549	3,909.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101.27
16.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102.04
16.10	697.2	72,382	2,976.0	308,967	-2,278.8	-236,585	103.82
16.11	645.3	69,813	2,857.5	309,129	-2,212.2	-239,316	108.18
16.12	707.6	82,046	2,722.4	315,665	-2,014.8	-233,619	115.95
17.01	477.1	54,737	3,380.6	387,856	-2,903.5	-333,119	114.73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,992	113.06
17.03	695.7	78,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-293,012	113.01
17.04	685.1	75,400	2,795.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110.06
17.05	619.7	69,532	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112.21
17.06	683.2	75,772	2,522.1	279,729	-1,838.9	-203,957	110.91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-295,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	586.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.01-03	1,903.5	205,473	9,319.8	1,009,182	-7,416.3	-803,709	
前年同期比	1,794.7	203,669	8,918.4	1,013,792	-7,123.7	-810,123	
前年同期比	106.1%	100.9%	104.5%	99.5%	104.1%	99.2%	





繊維品輸出総括表3月実績、1-3月対比

品目	単位	2017年1~3月			2018年1~3月			前年同期比(%)			2018年3月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	116,494	222,955	25,305	108,505	221,824	23,936	93.1	99.5	94.6	42,905	93,567	9,918	99.3	105.7	99.
合繊短繊維	トン	46,367	165,209	18,749	43,993	175,571	18,940	94.9	106.3	101.0	19,325	75,972	8,053	95.7	109.9	103.
セルロース短繊維	トン	5,446	24,968	2,834	3,717	16,620	1,795	68.2	66.6	63.3	1,398	6,342	672	77.4	79.4	74.
糸類	トン	32,734	259,877	29,498	32,648	278,568	30,089	99.7	107.2	102.0	12,065	105,504	11,183	97.9	109.3	102.
毛糸	トン	33	1,118	127	50	1,939	208	149.9	173.5	164.3	31	1,132	120	147.6	170.5	160.
綿糸	トン	1,049	5,954	676	833	5,760	621	79.4	96.7	91.8	350	2,553	271	88.8	113.5	106.
合繊糸	トン	27,181	192,432	21,838	26,862	201,088	21,718	98.8	104.5	99.5	9,882	76,965	8,158	94.0	102.7	96.
セルロース繊維糸	トン	3,131	39,242	4,460	3,275	44,303	4,787	104.6	112.9	107.3	1,203	15,853	1,680	131.0	141.0	132.
織物類	千㎡	189,311	544,543	61,789	190,822	555,124	59,882	100.8	101.9	96.9	80,765	236,632	25,083	110.4	110.2	103.
綿織物	千㎡	27,274	100,986	11,457	27,857	107,127	11,556	102.1	106.1	100.9	11,515	45,594	4,833	104.6	107.9	101.
絹織物	千㎡	1,172	12,164	1,379	1,147	11,911	1,285	97.9	97.9	93.1	510	5,179	549	108.7	106.4	99.
毛織物	千㎡	2,905	24,436	2,771	2,439	23,288	2,517	83.9	95.3	90.8	942	9,691	1,027	71.5	85.3	80.
合繊織物	千㎡	128,967	304,422	34,544	134,028	310,360	33,470	103.9	102.0	96.9	57,891	134,008	14,205	116.0	114.1	107.
セルロース繊維織物	千㎡	12,064	52,113	5,912	10,938	51,708	5,575	90.7	99.2	94.3	4,719	22,665	2,402	95.5	103.5	97.
二次製品	トン	42,809	767,317	87,078	45,346	847,956	91,565	105.9	110.5	105.2	17,484	328,166	34,786	104.8	110.9	104.
衣類	トン	911	139,454	15,829	957	157,751	17,044	105.0	113.1	107.7	339	54,362	5,762	101.5	112.1	105.
その他	トン	41,898	627,863	71,249	44,389	690,205	74,521	105.9	109.9	104.6	17,145	273,804	29,023	104.9	110.7	103.
総計	トン	218,329	1,794,692	203,670	212,717	1,903,472	205,473	97.4	106.1	100.9	83,645	763,869	80,970	101.2	109.8	103.

(注)1.「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX,5604),65,7019,12,7019,19200,7019,19900,7019.40~59である。

2.糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表3月実績、1-3月対比

品目	単位	2017年1~3月			2018年1~3月			前年同期比(%)			2018年3月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	75,922	163,342	18,554	76,872	177,701	19,234	101.3	108.8	103.7	25,355	58,754	6,228	89.7	94.0	88.2
まゆ・生糸	トン	142	7,003	795	155	8,340	906	109.3	119.1	113.9	53	2,579	273	88.3	85.8	80.3
羊毛等	トン	3,179	34,404	3,911	3,113	35,972	3,894	97.9	104.6	99.5	1,006	11,783	1,249	84.3	94.0	88.2
綿花	トン	30,186	45,787	5,199	27,639	45,621	4,940	91.6	99.6	95.0	9,071	15,516	1,645	79.4	89.1	83.6
合繊短繊維	トン	19,368	39,163	4,448	21,637	45,581	4,932	111.7	116.4	110.9	7,087	13,898	1,473	99.5	87.6	82.1
セルロース短繊維	トン	3,400	7,768	882	3,588	8,664	935	105.5	111.5	106.0	1,658	3,817	405	139.1	137.4	129.0
糸類	トン	72,806	287,153	32,638	71,550	294,340	31,878	98.3	102.5	97.7	23,292	95,739	10,148	93.1	95.6	89.7
毛糸	トン	1,689	31,726	3,607	1,518	33,061	3,578	89.9	104.2	99.2	537	11,898	1,261	89.8	104.3	97.8
絹糸	トン	318	15,952	1,814	300	17,538	1,897	94.3	109.9	104.5	110	6,725	713	88.0	102.3	96.0
綿糸	トン	14,473	57,303	6,514	13,232	53,969	5,849	91.4	94.2	89.8	4,047	16,099	1,706	88.3	89.7	84.1
合繊糸	トン	50,445	153,178	17,408	51,365	165,626	17,936	101.8	108.1	103.0	17,097	54,166	5,742	97.9	102.6	96.3
セルロース糸	トン	4,017	18,843	2,142	3,632	17,179	1,862	90.4	91.2	86.9	1,065	5,041	534	76.1	76.6	71.8
織物類	千㎡	227,812	309,719	35,200	231,462	331,184	35,864	101.6	106.9	101.9	70,162	107,305	11,374	86.7	98.5	92.4
綿織物	千㎡	62,427	60,908	6,924	66,714	66,621	7,223	106.9	109.4	104.3	19,525	19,482	2,065	89.2	93.9	88.1
絹織物	千㎡	1,195	9,849	1,120	1,051	10,474	1,137	87.9	106.3	101.5	244	2,759	292	52.5	72.3	67.7
毛織物	千㎡	3,535	26,492	3,009	3,428	33,394	3,609	97.0	126.1	120.0	1,172	13,176	1,397	80.2	120.8	113.4
合繊織物	千㎡	133,704	137,864	15,667	130,416	142,357	15,413	97.5	103.3	98.4	39,971	45,974	4,873	84.7	96.9	90.9
セルロース織物	千㎡	18,141	11,694	1,329	21,490	13,977	1,517	118.5	119.5	114.1	6,826	3,967	420	96.8	91.8	86.1
二次製品	トン	475,490	8,197,126	931,828	487,856	8,518,583	922,207	102.6	103.9	99.0	154,096	2,602,724	275,889	84.7	86.3	80.9
衣類	トン	255,285	6,852,007	778,937	259,591	7,098,860	768,729	101.7	103.6	98.7	79,331	2,140,489	226,892	82.7	85.8	80.4
その他	トン	220,206	1,345,119	152,891	228,264	1,417,723	153,478	103.7	105.4	100.4	74,765	462,236	48,997	87.0	88.8	83.3
総計	トン	673,334	8,957,341	1,018,220	686,361	9,319,808	1,009,182	101.9	104.0	99.1	219,298	2,864,522	303,639	86.8	87.1	81.7

(注)1.「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX,5604),65,7019,12,7019,19090,7019.40~59である。

2.糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



●JFW-Premium Textile Japan 2019S/S展開催

5月9日(水)ー10日(木)の2日間、一般社団法人日本ファッションウィーク推進機構主催のテキスタイルビジネス商談会“JFW-PTJ 2019S/S展”が東京国際フォーラムにおいて開催された。回を重ねるごとに来場者も増加し、15回目となった今回のPTJは各ブースで活発な商談が行われた。

綿工連傘下企業は古橋織布(遠州)、福田織物(天龍社)、クロキ、岡本テキスタイル(備中)、カイハラ(広島)の5社が出展した。

●綿スフ工連・綿工連理事会開催

5月11日(金)、日本綿スフ織物工業組合連合会(綿スフ工連)及び日本綿スフ織物工業連合会(綿工連)の理事会が綿業会館(大阪)において開催された。

当日は、(1)綿スフ工連及び綿工連の5月25日の通常総会の開催及び総会提出議案について、①平成29年度決算関係書類(貸借対照表、財産目録、損益計算書並びに損失金処分案(綿スフ工連、綿工連)及び事業報告書承認の件、②平成30年度事業計画(案)、収支予算(案)及び賦課金徴収方法(案)承認について各々諮られ、承認された。続いて、(2)平成29年度決算関係書類(案)及び事業報告書(案)承認について各々諮られ、承認された。

その他、中小企業・小規模事業者関係予算案、税制改正のポイントや外国人技能実習制度などについて説明があった。

●綿スフ工連・綿工連通常総会・理事会、及び同交会理事会・評議員会開催

5月25日(金)、綿スフ工連及び綿工連の通常総会・理事会並びに一般財団法人日本綿スフ機業同交会(同交会)の理事会・評議員会が綿業会館(大阪)において開催された。

綿スフ工連及び綿工連の通常総会においては、(1)2団体の平成29年度決算関係書類及び事業報告書承認の件について、(2)2団体の平成30年度事業計画(案)、収支予算(案)及び賦課金徴収方法(案)承認の件について、(3)任期満了に伴う役員の改選・選任(綿スフ工連、綿工連)について、過怠金再審査委員の改選・選任(綿スフ工連)について諮られ、承認された。また、同交会では理事会において、平成29年度決算関係書類及び事業報告書承認の件について諮られ、承認された後、同評議員会において承認された。

続いて、綿スフ工連・綿工連の総会および同交会評議員会において選任された役員で構成される各々の理事会において役員の新体制が決定された。当日行われた選考委員会において綿スフ工連理事長・連会長、並びに同交会代表理事については、貝原広島県織物構造改善工業組合理事長退任に伴い、尾北綿スフ織物工業組合理事長の平松誠治氏が選任され承認された。

●平成30年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」公募中

平成30年度予算「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進に向

けた支援補助事業のうちエネルギー使用合理化等事業者支援事業)」の公募が始まっている。工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進することを目的とした事業。具体的には省エネ効果の高い設備の入替を支援する。

○公募期間：平成30年5月28日(月)ー7月3日(火)

○公募要領

https://sii.or.jp/cutback30/uploads/koujoutani_kouboyoryo.pdf (工場、事業場単位)

https://sii.or.jp/cutback30/uploads/setsubitani_kouboyoryo.pdf (設備単位)

○公募要領など詳細は一般社団法人環境共創イニシアチブ (SSI) <https://sii.or.jp/>

全体スケジュール

公募説明会	平成30年5月 17日(木)東京 21日(月)横浜、神奈川 23日(水)愛知、静岡 25日(金)石川 ※SIIのホームページ (https://sii.or.jp/) で事前エントリーが必要です	18日(金)北海道、広島 22日(火)大阪 24日(木)京都
公募期間	平成30年5月28日(月)～平成30年7月3日(火)	
交付決定	平成30年8月下旬(予定)	
事業期間	交付決定日～平成31年1月31日まで	

申請

審査

発注

工事

検収

支払い

事業完了

※原則、3年以上の売場稼働・競争入札を行う必要があります
※公募要領の公募日以後の発注日ではありません(発注遅延等)
※検収、発注等必ず交付決定後に行ってください
※交付決定前に発注、発注等を行った場合は補助対象外となります

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた 支援補助金

(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

工場・事業場単位と設備単位の両面から、
国内で事業を営む法人と個人事業主のみならずの
省エネルギー対策を応援します。

I. 工場・事業場単位での 省エネルギー設備導入事業

- 業種や設備は限定していません。
- 省エネルギーとなる事業は申請可能です。
- 「どのような省エネ設備に更新するか」「省エネ取組を行うか」を検討の上、申請ください。
- 省エネ取組効果の計算方法は、事業者の方が検討してください。

II. 設備単位での 省エネルギー設備導入事業

- 業種は限定していません。
- 更新設備は10の設備区分の中から選択してください。
- 補助事業ポータルへ入力したければ、省エネルギー効果計算や申請書類の作成が簡単にできます。

申請について、ご不明な点はお電話にお問い合わせください。(個別資料があります)

I. 工場・事業場単位

03-5565-4463

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

II. 設備単位

0570-055-122

IP電話からのお問い合わせ 042-303-4185

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

パンフレットは印刷記事・事業の進捗等(コピー)複製・転載を禁じます。 Copyright© Sustainable open Innovation Initiative. All Rights Reserved.



設備投資の内容にあわせて補助事業を選んで省エネ!

I. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業

(ア) 省エネルギー対策事業	(イ) ピーク電力対策事業	(ウ) エネマネ事業
省エネ設備への更新・改修等、計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)の新設により省エネを達成する事業	蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設等により、ピーク電力削減(ピーク電力削減)の電力使用量を削減する事業	SIに包括された計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いて、エネマネ事業等によりエネルギー管理サービスを契約し、より効果的に省エネを実現する事業 <small>※SI単体の設備のみは対象外</small>
原価換算費ベースで、以下のいずれかを満たせば申請可能 ① 計画省エネルギー率: 1%以上 ② 計画省エネルギー量: 1,000kWh以上 ③ 費用対効果: 200k/千円以上 ④ 計画エネルギー消費単位効率: 1%以上	ピーク時帯の電力消費ベースで、以下のいずれかを満たせば申請可能 ① 計画ピーク削減効果率: 5%以上 ② 計画ピーク削減効果量: 190万kWh以上 ③ 費用対効果: 80万kWh/千円以上 ④ 計画ピーク削減単位効率: 1%以上	事業所単位等で「EMSの新設効果」と「省エネ設備等の運用改善効果」で以下のいずれかを満たせば申請可能 ① 計画省エネルギー率: 2%以上 ② 計画ピーク削減効果率: 1.0%以上
・投資回収年が5年以上の事業が対象です。 ・エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場と「中小企業等に該当しない会社(株式会社、合資会社、合資会社、自営会社、有限会社)」は、省エネ設備導入を目的とした申請計画を提出している事業のみが対象となります。 ・トップランナー制度対象規格を導入する場合は、トップランナー基準を満たす規格のみを補助対象とします。		
申請者の区分 (区分によって補助率が異なります) 中小企業者 (のしほ企業等)の 個人事業主 会社法上の 会社以外の法人	補助率 1/3 以内 (ウ)と同時申請で補助率 1/2 以内	(ウ)のみ申請で補助率 1/2 以内
上記以外の法人	補助率 1/4 以内 (ウ)と同時申請で補助率 1/3 以内 <small>※標準化設備の場合は、補助率1/3以内、(ウ)と同時申請で補助率1/2以内。</small>	(ウ)のみ申請で補助率 1/3 以内
申請パターン ● 単独 ● 組み合わせ	補助対象設備 1事業あたり 補助金限度額	設計費、設備費、工事費 【上限額】 15億円/年度※ 【下限額】 100万円/年度

II. 設備単位

既設設備を一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業

高圧降圧機

高圧電力変圧機

高圧電動機

工業炉

産業ヒートポンプ

圧縮機

省エネ機器

冷蔵冷蔵設備

高性能インバータ

産業用モータ

補助率 1/3 以内

補助対象設備 設備費
 1事業あたり 【上限額】 3,000万円
 補助金限度額 【下限額】 30万円

●「平成29年度ものづくり基盤技術の振興施策」(ものづくり白書)

「平成29年度ものづくり基盤技術の振興施策」は、ものづくり基盤技術振興基本法(平成11年法律第2号)第8条に基づく、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書であり、経済産業省、厚生労働省、文部科学省の3省共同で作成作業を行い、5月29日、閣議決定された。

本白書は、製造業を取り巻く大規模な環境変化の中で経営者が共通認識として持つべき4つの危機感を「総論」として明確に位置づけている。

1. 人材の量的不足に加え質的な抜本変化に対応できていない恐れ
2. 従来「強み」と考えてきたものが、変革の足かせになるおそれ
3. 経済社会のデジタル化等の大変革期を経営者が認識できていないおそれ
4. 非連続的な変革が必要であることを認識できていないおそれ

その上で我が国製造業の主要課題に対する対応の方向性として以下について論じている。

- 対応策(1) 現場力の維持・強化、デジタル人材等の人材育成対策
 対応策(2) 新たな環境変化に対応した付加価値向上

○2018年版「ものづくり白書」概要

<http://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180529001/20180529001-1.pdf>

●第3回繊維産業技能実習事業協議会開催

5月29日(火)、経済産業省において標記第3回目の協議会が開催された。外国人技能実習生受入事業の状況として、全日本婦人子供服工業組合連合会、日本被服工業組合連合会より実態等に係る報告がなされた。その後本協議会としてこの制度を適正に実施していくため構成団体の今後の取組みについて意見交換が行われた。

次回6月に開催の第4回協議会で繊維業界での今後の取組みの具体策を纏めるとしている。

●夏季の省エネルギーの取組について

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は関係政府機関で構成されており、毎年、夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されている。5月28日、当該会議にて「夏季の省エネルギーの取組について」を決定した。

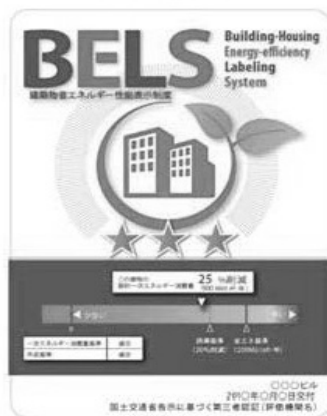
6月から9月までの夏の省エネキャンペーンの期間において、省エネルギーの普及活動を行い、省エネルギーの取組の実践について協力を呼びかけていく。また、政府自らも率先して、冷房中の室温の適正化や照明の削減など、省エネルギーの取組を実践する。

1. 住宅・ビル等関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。積極的なエコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。住宅、ビル等の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、省エネ性能表示のガイドラインに基づき、エネルギー消費性能を表示するよう努めること [図1]。

[図1] ガイドラインに基づく第三者認証の例





また、ダイヤモンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが 選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム(BEMS・ HEMS等)の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、万が一電力需給が厳しくなった場合、特にその地域では省エネルギー診断やESCO診断等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な 運転方法の見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては省エネ法に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル[図2]、及び米国環境保護庁が定めた国際的省エネルギー制度による国際エネルギースターロゴ[図3]の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報[参照1]等を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、家庭用エアコンディショナー、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、テレビジョン受信機、蛍光灯器具、電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、統一省エネルギーラベル[図4]による5段階の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者(インターネットによる販売等を行う事業者も含む)は、消費者に対する上記取組を促すため、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネルギーラベルの表示により、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

[参照1] 資源エネルギー庁ホームページ (省エネ型製品情報サイト)

<https://seihinjyoho.go.jp/>

[図2] 省エネルギーラベル(例)



[図3] 国際エネルギースターロゴ



[図4] 統一省エネルギーラベル(例)



2. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施するほか、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCの評価を踏まえ、一層の省エネルギーを進めるため、以下に掲げる取組を徹底して推進すること。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

なお、省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページを参照すること。

[参照] 資源エネルギー庁ホームページ

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

② 自主的な省エネルギーへの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2020年及び2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にとっては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネ



ルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

3. 運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車(エコカー)の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等)の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用(VICS及びETC2.0サービスの活用等)等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO50001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格(ISO50001)の導入を検討すること。

[参照] 資源エネルギー庁ホームページ (ISO50001 ポータルサイト)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能



を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③ 地域における各機関の連携等

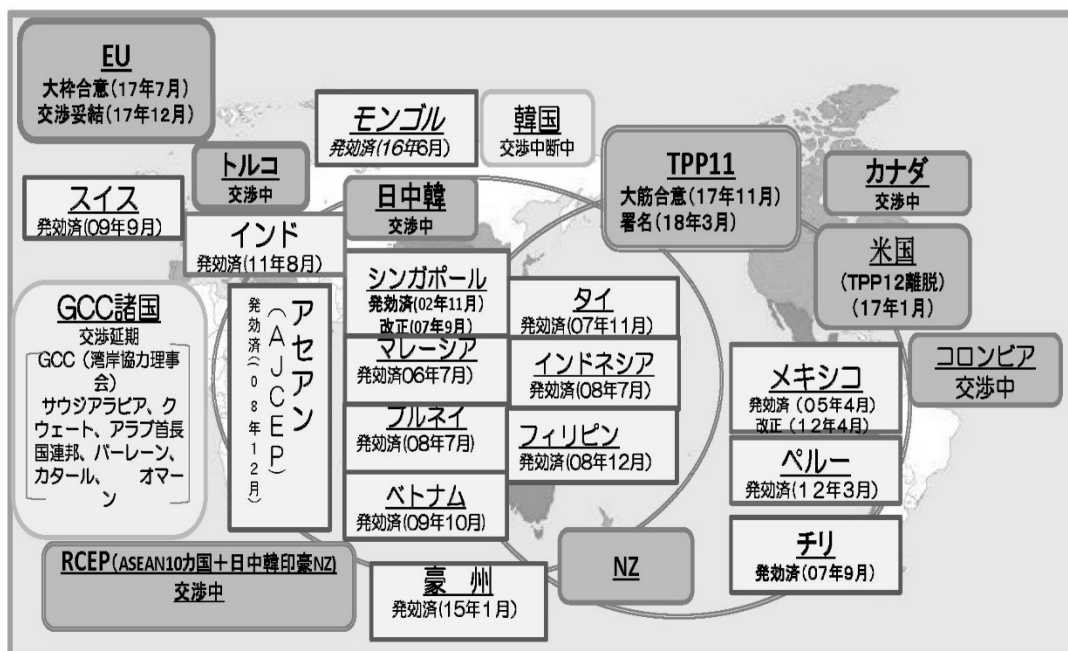
地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。



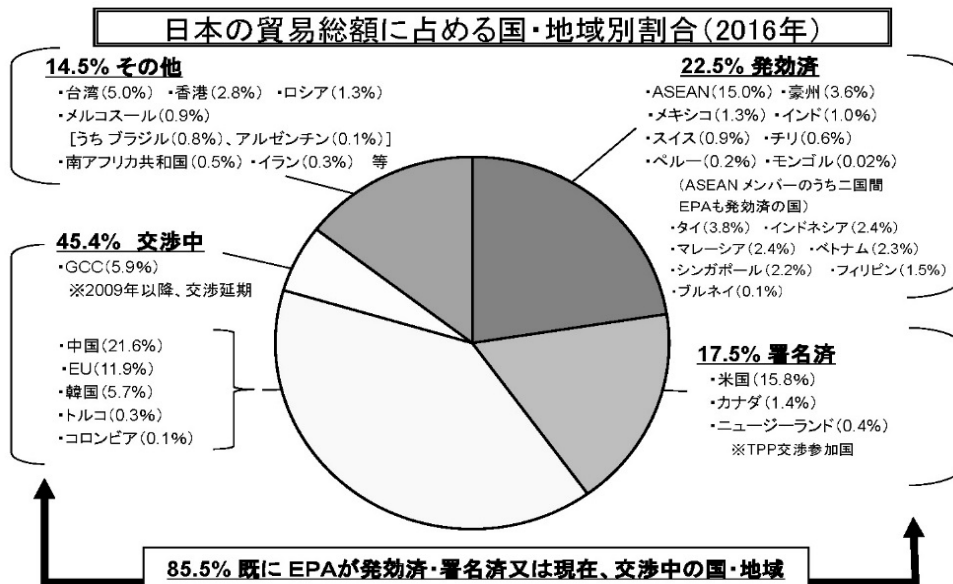
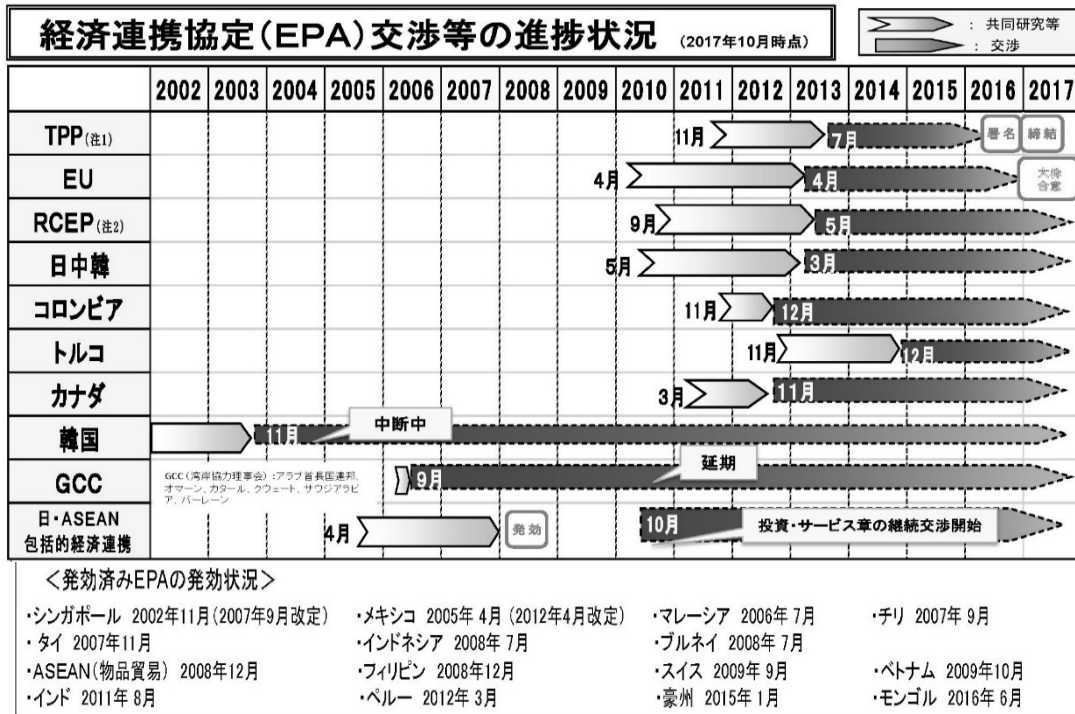
EPA(経済連携協定)、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

●我が国のEPAへの取組状況

- ### 我が国のEPA取組状況
- 発効済(14カ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
 - 大筋合意等 TPP11(大筋合意)3月に署名、日EU(大枠合意、交渉妥結)、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)
 - 交渉中(3カ国、4地域): RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
 - その他(1カ国1地域): 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力理事会)(交渉延期)



TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱: 2017年1月)

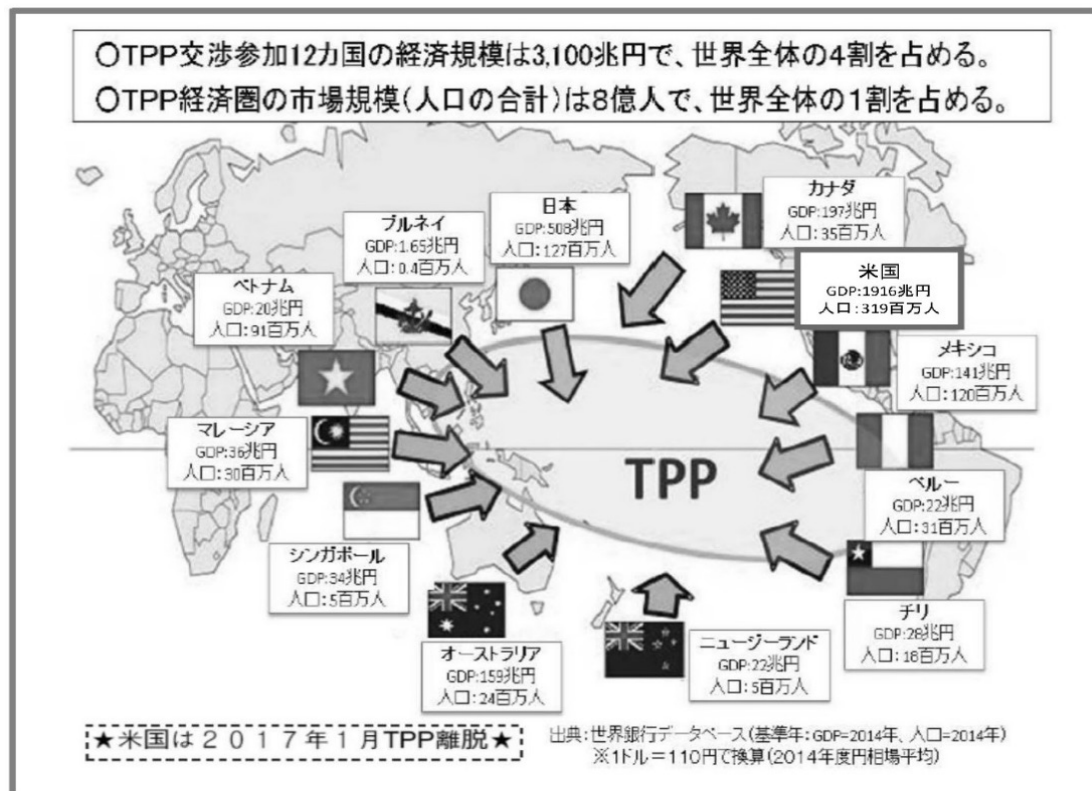


【参考】主要国のFTA比率(注)
 日本:40.0%、米国:47.4%、EU:32.5%、韓国:67.4%、中国:38.0%
 ※『日本再興戦略』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。
 (注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易が貿易総額に占める割合
 出典: 日本は財務省貿易統計(速報)(2017年1月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2016年4月)

※日・EUは2017年7月大枠合意、12月交渉妥結。



●TPP12の概要



TPP内閣官房政府対策本部「TPPとは」

●TPP11をめぐる動き

「TPP11」協定の承認案は、18日に衆院本会議において与党多数の賛成多数で可決した。また、この協定の関連法案についても、24日の衆院本会議で自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決した。

国内手続き完了には協定承認案と関連法案の可決、成立が必要となるため両案の可決を受け政府・与党は協定の今国会会期中の成立を目指す。

関連法案は、輸入品の関税削減で競争激化が見込まれる畜産農家への経営支援策を拡充することや、著作権保護期間を50年から70年に延長することなどが柱。10法案を束ねた一括法案で、TPP11発効日に施行する。

発効には6か国が国内手続きを終える必要がある。

TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- ▶モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- ▶今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- ▶自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- ▶アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催)
	(於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 2項目を凍結(うち1項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○ 一般医薬品データ保護(第18・50条) |
| ○ ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) | ○ 生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) | ○ 著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○ 技術的保護手段(第18・68条) |
| ○ 電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○ 権利管理情報(第18・69条) |
| ○ 政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○ 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○ 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○ インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○ 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文)) | ○ 保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○ 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。



TPP11の効果

経済効果

< TPP11 >

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・労働供給：約0.7% (約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

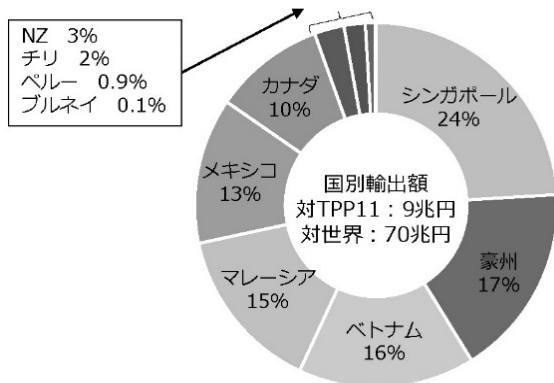
非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

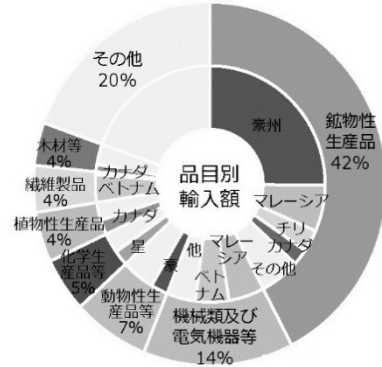
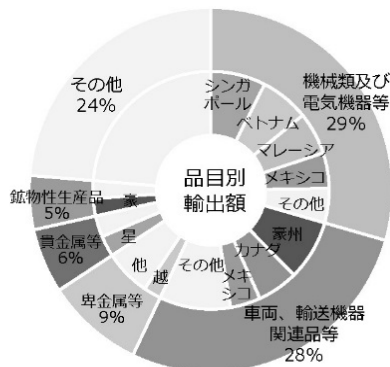
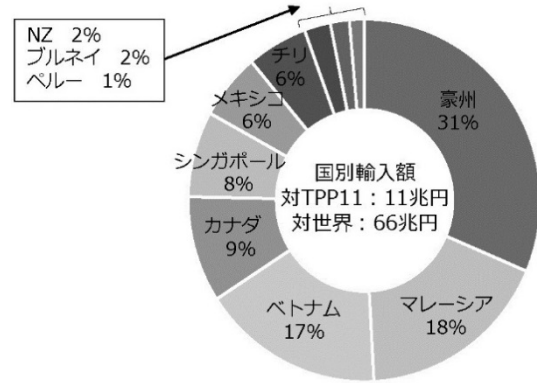
模倣・偽造品等に対する厳格な規律

(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)



日本のTPP11からの輸入額(2016年)



2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1) 市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。
 ※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に
 基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6~6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。



(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地: 1.9~14.2% 衣類: 4.4~13.4%
一部の衣類((化合繊維製オーバーコート等)	11年目撤廃	7.4~12.8%

② カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14%

③ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合繊維)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

④ オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊維(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%～13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%～25%
毛織物	即時撤廃	2.7%～25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%～8%
衣類	即時撤廃～13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%～32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

(3) 繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。

<その他の要件>

①弾性生地ルール

61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。

②縫糸ルール

61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。



③絹100%の着物に関するルール

着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。

※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

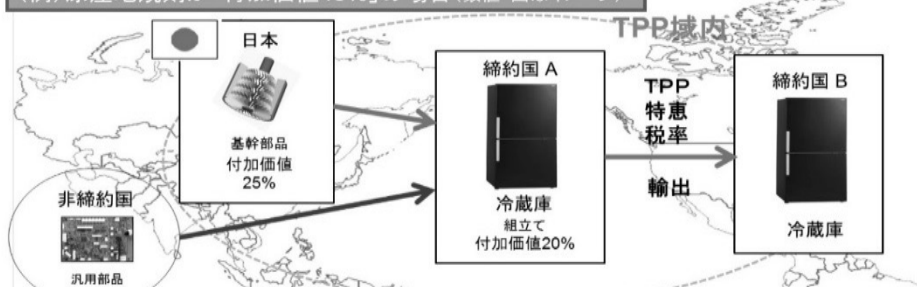
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の**原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)**。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する**完全累積制度を採用**。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。

(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。

2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：ブリスベン)
 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 7～11月：第11～第13回交渉会合
 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 9月：第17回交渉会合
 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 4月：第18回交渉会合

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：総務省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳電話会談交渉妥結合意



2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要(抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高い方 かばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の上げを目指すことで一致。
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の上げを宣言。
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局長会合）

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

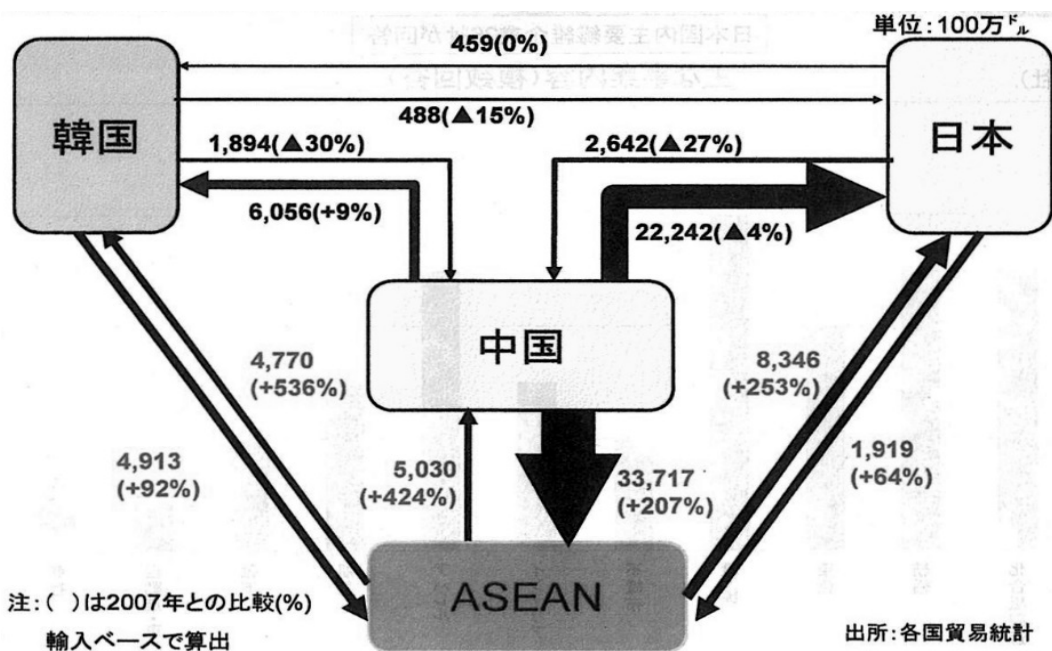
- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウインの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

- 次回(第12回)会合(局長/局長級会合及び首席代表会合)を調整中(於:日本)。

2017年4月：第12回交渉会合（首席代表会合）（東京）
 2018年3月：第13回交渉会合（首席代表会合）（ソウル）

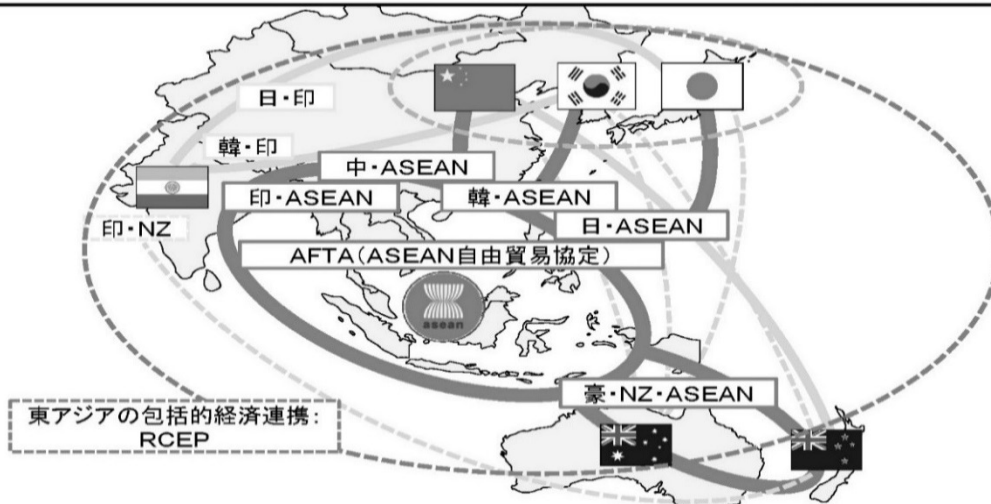
東アジアの繊維貿易フロー（2016年）





中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



10

● 日・RCEP経済連携協定について

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

<p>1. これまでの経緯</p> <p>RCEPとは、既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の関係会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することとされた。</p> <p>2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。</p> <p>2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。</p> <p>2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。</p> <p>2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。 8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。</p> <p>2014年：第3～6回交渉会合を開催。 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。</p> <p>2015年：第7～10回交渉会合を開催。 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。</p> <p>2016年：第11～16回交渉会合を開催。 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を发出。</p> <p>2017年：第17回交渉会合(於：日本)を開催。</p>	<p>2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント</p> <p>○ 交渉の原則(抄) 参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。</p> <p>○ 物品貿易 交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。</p> <p>3. 「RCEP交渉に関する共同声明文」(2016年9月首脳会議)(抄)</p> <p>RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化するよう、閣僚及び事務方に指示する。</p> <p>4. 今後の予定</p> <p>2017年5月 第18回交渉会合(於：フィリピン)</p>
---	--

- 2017年5月：第18回交渉会合(フィリピン)
- 2017年7月：第19回交渉会合(インド)
- 2017年9月：第5回閣僚会議(フィリピン)
- 2017年10月：第20回交渉会合(韓国)
- 2017年11月：閣僚会合・首脳会合(フィリピン)

- 2018年2月：第21回交渉会合(ジョグジャカルタ)
- 2018年3月：中間閣僚会合(シンガポール)
- 2018年4月：第22回交渉会合(シンガポール)
- 2018年7月：中間閣僚会合(東京)予定

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて

○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、
 2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回
 交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月：日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月～2012年5月：共同研究会合を全3回開催。

2012年7月：共同研究報告書の公表。

2012年9月：日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月：第1回交渉会合を開催。

2013年5月：第2回交渉会合を開催。

2013年10月：第3回交渉会合を開催。

2014年2月：第4回交渉会合を開催。

2014年5月：第5回交渉会合を開催。

2014年7月：第6回交渉会合を開催。

2014年9月：第7回交渉会合を開催。

2014年10月：第8回交渉会合を開催。

2014年12月：第9回交渉会合を開催。

2015年3月：第10回交渉会合を開催。

2015年5月：第11回交渉会合を開催。

2015年7月：第12回交渉会合を開催。

2015年9月：第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに適切な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催



●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて

○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。

2011年3月
~2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。

2012年3月 : 共同研究報告書の公表。

2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。

2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。
 2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。
 2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブリティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブリティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

●NAFTA再交渉

北米自由貿易協定(NAFTA)再交渉が4月の閣僚協議の後開催されていたが、5月11日終了した。自動車分野など多くの懸案で溝を埋めることができなかったが、協議を近く再開することでは合意した。

カナダのフリーランド外相、メキシコのグアハルド経済相はともに、事務レベルでの協議を続けるとし、「必要に応じ再度会合を開く計画で、近いうちに行うことになると考えている。納得のいく合意を得られるまで、交渉を続ける」と語った。

(5月11日付ロイターワシントン支局)

●日・トルコ経済連携協定について

4月11日から13日、東京において9回目となる交渉会合が開催された。この会合においては、物品貿易、サービス、衛生植物検疫(SPS)、貿易に関する技術的障害(TBT)、ビジネス環境整備等の各分野について議論が行われた。次回第10回交渉会合はアンカラにおいて今月開催の予定。

日トルコEPAについて



1. これまでの経緯

2011年11月：G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。

2011年12月：訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。

2012年7月：第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。

2012年11月：トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。

2013年2月：東京で共同研究第2回会合を開催。

2013年7月：共同研究報告書を公表。

2014年1月：日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。

2014年6月：スコーピング協議。

2014年12月：第1回交渉会合を開催。(於：東京)

2015年4月：第2回交渉会合を開催。(於：トルコ)

2015年9月：第3回交渉会合を開催。(於：東京)

2016年1月：第4回交渉会合を開催。(於：トルコ)

2016年6月：第5回交渉会合を開催。(於：東京)

2017年1月：第6回交渉会合を開催。(於：トルコ)

2. 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

- 日EU・EPAとの関係
両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。
- センシティブ品目の扱い
関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調。
- 結論
特定の品目のセンシティブリティに留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらす、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

3. 今後の予定

次回(第7回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

2017年9月：第7回交渉会合(東京)

2018年1月：第8回交渉会合(トルコ)

2018年4月：第9回交渉会合(トルコ)



●特許公開情報

2018年5月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年5月公開分)

<5月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-084097	平岡織染株式会社	ガラスクロス複合不燃シート材及びそれを用いた建築物
2	特開 2018-084009	丸西宗教織物株式会社	和紙の燃糸を含む撚織物
3	特開 2018-084003	株式会社 PRONES	タオル地並びに該タオル地を使用した担架
4	特開 2018-080425	スターライト工業株式会社	摺動部材成形用シート、摺動部材、及び、その製造方法
5	特開 2018-080421	信越化学工業株式会社	エアバッグ用付加硬化型液状シリコンゴム組成物及びエアバッグ布
6	特開 2018-080418	山屋産業株式会社 有限会社マルマツ繊維	織編物及びその製造方法
7	特開 2018-080417	株式会社 SHINDO	導電性ストレッチ連続状体
8	特開 2018-079646	株式会社 SHINDO	複合シート材
9	特開 2018-076629	株式会社村田製作所	布、衣料、および医療部材
10	特開 2018-076622	東レ株式会社 原田商事株式会社	高密度織物およびこれを用いた産業資材用繊維製品
11	特開 2018-076617	富士通株式会社	複合糸、複合糸の製造方法、複合体、複合体の製造方法及び電子機器
12	特開 2018-076616	皿海衣料株式会社	涼感織布及びそれを使用して構成される布製品
13	特開 2018-076611	三菱レイヨン株式会社	流体攪乱加工糸及びそれを含む織編物
14	特開 2018-074001	帝人株式会社 学校法人 関西大学	組紐状圧電素子を用いた布帛状圧電素子およびそれを用いたデバイス
15	特開 2018-071178	大建工業株式会社	量表と該量表を用いた置き量
16	特開 2018-071030	東レ株式会社 東レ・オペロンテックス株式会社 株式会社カツクラ	織物
17	特開 2018-068915	菊地工業株式会社	ショックアブソーバ
18	特許 6322778	ソンウォルピナジェイエスシー(ベトナム)	多重ガーゼ織物及びその製造方法

5月の行事

- 5月 9～10日…… JFW-Premium Textile Japan 2019S/S(東京国際フォーラム)
- 5月 9日…………… 第119回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 5月11日…………… 綿スフ工連・綿工連理事会(大阪・綿業会館)
- 5月12日…………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 5月25日…………… 綿スフ工連・綿工連通常総会・理事会、一般財団法人日本綿スフ機業同交
会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

6月以降の行事

- 6月12日…………… SCM 推進協議会総会(TFTビル)
- 6月15日…………… 第120回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月29日…………… SCM 推進協議会取引改革委員会(TFTビル)
- 7月24日…………… 繊維産連常任委員会(霞ヶ関ビル)
- 8月 4日…………… 綿工連綿's 倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 9月27～28日…… 綿スフ工連広幅先染専門委員会(九州産地)
- 11月 1～2日…… 綿工連綿's 倶楽部「第5回機屋の直売会」(レンタルスペース“さくら”中目黒)
- 11月 5日…………… 第8回日中韓繊維産業協力会議(中国・西安市)
- 11月 9日…………… 近畿以西事務局会議(九州産地)



“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。

